

# ウィンチ運転者特別教育のご案内

(一社)千葉県自動車整備振興会 教育部

車積載車に装備されるウィンチを操作するためには労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の実施が義務付けられております。

下記のとおり、当該業務の講習を実施いたしますので、受講ご希望の方はお申込みください。  
※講習修了時には、労働安全衛生法で定める「特別教育修了者」の証明をいたします。

修了証明は修了証の発行及び、整備士手帳をお持ちの方は手帳に「特別教育修了証明印」を押印いたします。

- 実施日 : 令和7年1月21日(火)～22日(水)2日間  
●1日目 受付 9:00～9:25 講習 9:30～17:00  
●2日目 講習 9:00～13:30
- 開催場所 : 千葉県自動車会館 教育センター 千葉市美浜区新港171-1
- 受講対象者 : 事業場に車積載車をお持ちで、車積載車のウィンチ操作を行う方
- 募集定員 : 30名(定員を超えた場合、申し込みを締切らせていただきます。)
- 受講料 : 会員価格 9,000円(税込) 員外価格 13,500円(税込)
- 持参品 : 整備士手帳(所持者)、電卓、筆記具、昼食
- 申込方法 : 12月27日(金)までに下記アドレスまたはコードを読み取り、お申し込みください。

[https://x.gd/win\\_caspa](https://x.gd/win_caspa)



- お問合せ先 : 教育部 TEL 043-241-7247